

○厚生労働省令第五十一号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一條及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一條の三第二項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令  
（予防接種法施行規則の一部改正）  
第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。  
（傍線部分は改正部分）

改正後	（特別の事情） 第二条の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一～三（略） 四 災害、令第一条の三第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。）
改正前	（特別の事情） 第二条の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一～三（略） （新設）

（予防接種実施規則の一部改正）  
第二条 予防接種実施規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。  
（傍線部分は改正部分）

改正後	（説明と同意の取得） 第五条の二（略） 2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。
改正前	（説明と同意の取得） 第五条の二（略） 2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。

附則  
この省令は、令和三年四月一日から施行する。